

ご利用者・ご家族様

お知らせ

1、居住費負担額限度額変更につきまして

令和6年8月1日から、在宅で生活する方との公平性の観点や、令和5年度介護経営実態調査の費用の状況等を勘案し、居住費の基準費用額が変更されます。それに伴いまして下記のように居住費の限度額も変更され、1日あたり60円のご負担増となります。何卒ご了承下さいますようお願いいたします。なお、課税世帯の方々につきましては居住費の変更はありません。

現在（令和6年7月31日まで）		⇒	令和6年8月1日から	
利用者負担段階	多床室居住費 (1日あたり)		利用者負担段階	多床室居住費 (1日あたり)
第1段階	0円		第1段階	0円
第2段階	370円		第2段階	430円(1日60円増)
第3段階①	370円		第3段階①	430円(1日60円増)
第3段階②	370円		第3段階②	430円(1日60円増)

2、食費・居住費、の負担軽減更新申請につきまして

上記1に関連する内容です。

食費・居住費が軽減される「介護保険負担限度額認定証」の有効期間は、令和6年7月31日までです。引き続き認定を受けたい方は、別紙案内をご参照の上、各自で市役所等での更新手続きをお済ませください。なお、新しい「負担限度額認定証」が交付されましたら、ひまわり1階事務へご提出下さい。更新しないと食費・居住費が減額されません。

1日あたり、食費が1,910円、居住費が610円となります。

3、「介護保険負担割合証」等の更新につきまして

7月中に、下記の新しい負担割合証等が交付されます。介護保険被保険者証に記載の住所地へ郵送されますので、届きましたら1階受付へお持ち下さい。

- 「介護保険負担割合証」（1割～3割の負担割合が記載されています。毎月の支払に関係します。）
- 「後期高齢者医療被保険者証」（対象者のみ）
- 「後期高齢者医療限度額認定証」（対象者のみ、適用区分によってはインフルエンザ予防接種料金が減免されます）

※ご不明な点はひまわり1階受付までお問い合わせ下さい。

4、口腔衛生管理について

当施設では令和6年4月より協力歯科医院であるニュータウン田島歯科との連携を強化し、下記の様に口腔衛生管理に取り組んでおります。

①協力歯科医院：ニュータウン田島歯科

鹿児島市鴨池新町21-4 TEL 099-259-0877

②当施設職員へ口腔管理について技術的な助言・指導

③歯科医師、歯科衛生士による口腔の健康状態についての定期的な評価・管理

④訪問歯科診療での口腔管理（月2回）、口腔の状況によっては歯科治療

- ・当施設利用料とは別に医療保険の負担割合に応じて医療費が発生します。
- ・訪問歯科診療等で使用する、口腔の状態に合った歯ブラシ、歯間ブラシ、タフトブラシ等が必要な場合があります。その際は訪問歯科診療費と一緒に請求となります。ご了承下さい。（歯ブラシ：150円/1本、歯間ブラシ：250円/10個、タフトブラシ：150円/1本、舌ブラシ：160円/1本、義歯ブラシ：250円/1本、等）
- ・訪問歯科診療費のお支払いについては、令和6年4月分より、ニュータウン田島歯科口座へ直接お振込みしていただくかたちに変更させていただきます。ひまわりでお預りすることはできません。
- ・お支払い等に関して、ご家族様等の連絡先を田島歯科にお伝えして同歯科よりご連絡をさせていただく場合があります。何卒ご了承ください。

⑤上記内容について不明な点は、ご面倒をおかけいたしますが、老健ひまわりまでご連絡ください。

介護老人保健施設ひまわり

TEL 099-285-2211